

公益財団法人公益法人協会 第33回(定時)評議員会議事録

- 1 開催された日時 令和4年6月28日(火) 14時～16時07分
- 2 開催された場所 「如水会館」 1階「コンファレンスルーム」
- 3 評議員総数及び定足数
総数 25名、定足数 13名
- 4 出席評議員数 24名
(会場出席) 秋山孝二、上保紀夫、尾崎勝吉、樺山紘一、紙野憲三、木村裕士、
小西恵一郎、高橋陽子、永沢裕美子、野村 萬、山本晃宏、吉井實行
(オンライン出席) 伊藤道雄、稲垣裕志、大貫正男、亀岡晃浩、川嶋 真、木戸 寛、
島田京子、谷井 浩、徳川義崇、中嶋康博、中野佳代子、西田浩子
注) 伊藤評議員は第1号議案説明時にオンライン入室した。
(欠席) 茶野順子
(監事出席) 谷村 啓 (会場出席)
(理事出席) 時枝(雨宮)孝子理事長(以下「雨宮理事長」)、鈴木勝治副理事長、
長沼良行理事(以上、会場出席)、太田達男会長、高宮洋一理事(以上、オ
ンライン出席)

(議案説明及び報告) 雨宮理事長、鈴木副理事長、長沼理事

5 議 題

決議及び承認事項

- 第1号議案 「議事録署名人の選出」の件
- 第2号議案 「2021年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件
- 第3号議案 「2021年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認」の件
- 第4号議案 「理事の選任」の件
- 第5号議案 「評議員の選任」の件

報告事項

- ① 役員等候補選出委員会の審議結果
- ② 第68回理事会の審議結果
- ③ 学校法人ガバナンス改革の動向
- ④ 新しい資本主義実現会議の動向
- ⑤ 創立50周年記念事業の状況
- ⑥ 2022年度入退会の状況
- ⑦ その他報告

6 会議の概要

- (1) 定足数の確認等

冒頭で長沼理事・総務部長より、オンラインでの出席を含めて評議員総数25名中23名が出席（その後1名が出席して24名となった）、1名は欠席であること、したがって開催要件の定足数たる過半数13名以上の出席を充足していることが確認された。また、オンラインミーティングツール（Zoom）により、オンライン出席者とは互いに音声即時に伝わること、適時的確に意見表明ができることが確認され、同理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

○ 決議及び承認事項

第1号議案『議事録署名人の選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、中嶋康博、中野佳代子の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

第2号議案「2021年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件

第3号議案「2021年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認」の件

議長の求めに応じ、第2号議案、第3号議案の説明が続けて行われた。

初めに雨宮理事長より第2号議案について、次のとおり事業報告の説明があった。

[事業報告]

2021年度事業計画における基本方針は以下の6点であった。

- (1) 中期経営計画「3ヶ年Kプラン」（2019～2021年度）の最終年度とし、未達成の事業について明確な方法を以て達成すると同時に、必要に応じ方針の再検討等を柔軟に行う。
- (2) 「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」で採択された大会宣言（財務三基準関連の是正を含めた3項目の政策提言）の実現を引き続き最重要課題として位置付ける。また、大会宣言実現の前提として要請されている公益法人界全体としてのガバナンスの向上に関する諸活動に努める。
- (3) 新組織体制のもと、各所管部が持つノウハウを活かし、当協会の活性化、収益力の強化、経営の安定化等に鋭意注力する。また、役職員全員がIT技術に習熟し、コロナ禍においても会員その他のステークホルダーとの積極的な意思疎通をはかる。
- (4) 公益法人セクター唯一の中間支援組織であることの自覚と誇りを持ち、会員の利益につながる諸施策、政策提言を引き続き実行する。またそのための調査活動、シンクタンクの機能を強化する。特にESG投資の動向について十分留意する。
- (5) 政府の働き方改革等の動きにも対応し、充実した生活を送れる職場づくり、ハラスメントのない明るい仕事場づくりに注力する一方、職員は収益力の強化が前提であることを意識し業務に精励する。
- (6) 2022年10月の当協会創立50周年に向け、①50周年記念事業の準備、②寄附金募集事

業の実施をすすめる。

上記の基本方針に沿い各事業を実施した。前年度に引き続きコロナの影響が大きく、いかに事業活動を維持、対応していくかが課題となったが、事業活動、法人管理両面においてWeb会議ツール等のITシステムの一層の活用により、事業展開にバリエーションがもたらされ、オンライン化が定着した感がある。

各事業の実施の詳細は以下のとおりである。

(1) 公益目的事業1（普及啓発事業）

- ・出版事業は、『公益法人・一般法人の会計実務（第2版）』を8年ぶりに改訂し発行した。また、『公益法人・一般法人の運営実務』の改訂作業を進めた。
- ・Web事業では、当協会が利用しているウェブサイトサーバーの環境変化に対応し、当協会のウェブサイトデザインを一新し、各事業活動の情報発信を行うと共に、公益法人をめぐる政府等の動向、法人運営において必要とされる情報の配信に努めた。また、メール通信は計14回配信。コラムを理事等に執筆いただき高評価を得た。
- ・国内連携事業では、公益法人等16団体で構成する「公益法人に関するNGO連絡会」（9月29日）に出席し、公益法人をめぐる最近の動向について、情報提供を行った。海外連携事業では、日・中・韓で年次開催している「東アジア市民社会フォーラム」の第12回が中国国際民間組織協力会(CANGO)主催でオンライン開催された(11月5日)。テーマは「ソーシャルワークにおける市民社会参画の政策とその実践」であった。
- ・メディア対策として「公益法人マスコミ懇談会2021」を開催（10月7日、仏教伝道センター）。マスコミ3社が出席。公益法人をめぐる最近の動向をテーマに、内閣府ガバナンス有識者会議のその後、会計研究会ヒアリングでの当協会の意見等について意見交換を行った。

(2) 公益目的事業2（支援・能力開発事業）

- ・相談事業では、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、前年度に引き続き電話相談を基本として法人からの相談に対応した。相談内容としては、コロナ禍における機関運営や公益法人の財務基準に関するものが多く、このほかに変更認定申請の可否を問うもの、解散・合併等に関する相談も寄せられた。また、内閣府相談会を受託し、延べ計245法人の参加を得た。
- ・セミナー事業では、公益法人、一般法人および社会福祉法人を対象とする会計セミナーを柱とし、制度運営、人事労務、税務等のセミナーを企画した。会場型は密を避けるため定員を大幅に減らして募集を行わざるを得ず、集客面で苦戦を強いられたため、それをカバーすべくオンデマンドセミナーの取り組みを本格化した。
- ・機関誌事業は、改正一般法人法の具体的内容、制度及び実務上の変更箇所を解説した。

個別特集としては、補償契約とD&O保険、電子署名制度のほか、ESG投資研究会の設置に伴い同研究会の毎回の検討内容について連載した。

- ・共同サイト事業では、新規7件、中止16件、利用法人数は471件であった。

(3) 公益目的事業3（調査研究・提言事業）

- ・民間法制・税制調査会（当協会、（公財）さわやか福祉財団、（公財）助成財団センター共催）では、日本における中小会社の会計、ワーカーズコレクティブや合同会社の制度、学校法人ガバナンス改革の動向調査等について検討を行った。
- ・非営利法人関連の判例等研究会は、一般法人法、公益認定法を巡る訴訟や法人の事業運営に関連する各種の行政庁対応を調査することを目的とし、当年度は補償契約や役員賠償責任保険等をテーマに3回の会合を開催した。
- ・「新しい公益信託の活用に向けた勉強会」では、公益信託法の見直しに関する要綱案の理解促進を目的とし、9回の会合を開いた。
- ・「公益法人ESG投資研究会」は、国内外においてESGの観点で投資判断を行うESG投資が活発化している現状をふまえ、公益法人に対するESG投資の理解促進及びESGに配慮した運用機会・商品の提供を行うことを目的に発足した。研究者・実務家・金融関係者から構成。4回の会合のほか、10月15日には特別講演会「公益法人とESG投資」をオンラインを併用して開催し100名が参加した。
- ・提言活動では、内閣府「公益法人の会計に関する研究会」ヒアリングへの対応、令和4年度税制改正への要望、学校法人ガバナンス改革への対応などについて、政府・与野党に対して意見表明した。

(4) 法人管理

- ・入会30件に対して退会27件となり、期末会員数は1,409件であった。退会数の抑制に努め、3年ぶりの純増となった。
- ・会員向け新春特別講演会（無料）は、緊急事態宣言に鑑み、会場からのライブ配信によるオンライン開催となった（1月25日）。講師は（国立研究開発法人）海洋研究開発機構・河宮未知生環境変動予測研究センター長。テーマは、『気候変動予測の現状と今後の展望』。参加者100名。
- ・「役員賠償責任保険団体制度」及び「個人情報漏えい保険制度」は、設置当初より会員向け福利厚生の一環として実施していたが、法人運営への懸念なき取り組み、安定的な役員等の確保に助力することは公益の促進に資するものであることから公益目的事業として2021年3月に変更認定申請を行い、6月に変更認定を受けた。
- ・当年度は163万円の赤字予算であったが、コロナ禍における事業実施形態の多様化や経費削減の取り組みなどにより、最終的には272万円の黒字となった。引き続き会員増強やコロナ禍・コロナ後における新常态を見据え、新たな事業展開の工夫を継続したい。
- ・2022年10月の創立50周年記念事業に係る募金は、当年度末に団体・個人から計1,030万円のご寄付をいただき、目標金額を達成した。

〔計算書類〕

続いて、長沼理事・総務部長より第3号議案について次のとおり説明があった。

まず、貸借対照表についてであるが、当年度は特に新しい資産の購入はしておらず、リース契約はコピー機2台を1台にして更新した。前年度と比べると資産合計で1,130万円ほど増加したが、これは、新刊の未収金と発行に伴う貯蔵品額の増加、特定資産として計

上した50周年募金に因るものである。ちなみに50周年募金は、募金開始から2022年3月末までで団体205件、個人15件、計220件、1,030万円のご寄附をお寄せいただいた。資産の内容を見ると、負債が前年とほぼ同額である一方、正味財産は前年度比1,080万円増であった。これは、指定正味財産における50周年募金と、一般正味財産における当年度に確保した利益、当期経常増減額である。

次に、正味財産増減計算書であるが、経常収益2億570万円に対して経常費用2億290万円であり、当期経常増減額は270万円のプラス。3月の評議員会時点での見込みどおりであった。経常収益については、受取会費の微増、『会計実務(第二版)』の出版、セミナー事業収益が貢献したほか、機関誌の新規広告掲載契約、内閣府受託相談会の受託料、調査研究の業務委託費のほか、一般寄附金の340万円も作用している。

経常費用については、経理補助要員の採用見合わせ、出勤日数調整による役員報酬減額や職員賞与減額的一方、準職員を1名増員したことから人件費が180万円のプラスとなった。また、セミナーの開催控え、訪米調査ミッションの中止等により、旅費交通費、印刷製本費、諸謝金、会場費などが減少したが、当協会が利用しているOCNの基盤システムのバージョンアップに伴い、Webサイトの改修を余儀なくされたため「コンピュータシステム関係費」として予算計上外で計500万円ほどが発生したものの、結果として物件費は290万円のマイナスとなった。

以上の結果、収益計では、予算比マイナス1,680万円、前年度比プラス320万円、費用計では、予算比マイナス2,110万円、前年度比マイナス110万円となり、経常増減額は270万円のプラスで、予算比・前年度比ともプラス430万円となった。これは、多額の一般寄附と各種経費節減の結果と考える。

正味財産増減計算書内訳表であるが、公益目的事業ごとの経常増減額は、公益目的事業1、2、3いずれもマイナス、公益全体で見てもマイナスであり、収支相償はクリアしている。公益目的事業比率は約83%、遊休財産は3,800万円ほどであり、保有制限規制もクリアしている。なお、当評議員会で承認いただいた数値をもとに行政庁へ事業報告の定期提出書類の届出をしたい。以上であった。

議案説明の後、谷村監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第2号議案及び第3号議案に関連して、次の質疑応答等があった。

(小西評議員) 賞与について。当財団の理事会で450万円支給すると決めているが143万円しか支払っていない。2020年度も同様に300万円くらいの予算が執行されていない。理事会で決めた賞与が都合4回支払われていないことになる。一方、正味財産増減計算書内訳表をみると当期経常増減額が272万円の黒字になっている。賞与を予算どおり執行したとすると単年度収支が赤字になってしまう。まさしく従業員の犠牲の上に成り立った計算書類上の黒字のように見える。ところで役員報酬は昨年度カットされた

のか。

(長沼理事) 役員報酬カットという形ではないが、出勤日数を減らす調整を行うことなどで実質役員報酬を減額している。

(小西評議員) 役員が報酬を1円もカットしないで従業員の賞与だけを一方的に2年続けて4回カットはあるまじきことではないか。急激な円安による物価上昇が激しく、可処分所得が減っている現状で、本財団の従業員のご家族も大変な状況だと思う。このようなことを続けていると従業員が辞めたり良い人材が入ってこないのではないかと。法人の執行部、われわれ評議員も含めて、従業員の生活を守ることが第一義にあり、役員が自らの報酬をカットしないことを棚に上げて従業員の賞与をカットするなど、一番やってはいけないことだと考える。従業員の賞与を2年度続けてカットしており、合計600万円くらいになる。2年3年かけて本来与えるべきだった賞与を返すという努力を執行部はぜひしてほしい。見かけ上の単年度黒字では心もとない。われわれ評議員、理事も、職員の方があっての法人であるので、年間10万円ずつでも寄附をすれば30人ぐらいいるので年間約300万円、2年で約600万円になる。職員の方にも応えられるのではないかと思う。襟を正して自覚してほしい。法人で重要なのは人材である。労働者を大事にしない組織は先細っていく。従業員に対し愛情をもった対応をしていただきたいと思う。次に、受取助成金は内閣府が示している公益法人会計基準にあるとおり、財務諸表の注記へ記載すべきとの指摘がある。補助金等の内訳ならびに交付者、当期の増減額ならびに残高を注記に書くよう検討していただきたい。最後に、貯蔵品除却費について。貸借対照表の貯蔵品1,113万円、正味財産増減計算書の経常費用において貯蔵品除却損194万円とあり、これは公益目的事業1であるが、2割も占めている。在庫量の管理方針とそれが適正かどうかお伺いしたい。

(長沼理事) 取次店から返品されて汚れたものや、法令等が改正されて年数が経ち、商品にならないものを資産から除却していく。2021年度は、発行から10年以上たつて内容が古くなり賞味期限が切れているアイテムを一気に除却させていただいた。

(小西評議員) 貯蔵品の在庫管理をしっかりしてほしい。鈴木代表理事は賞与についてどのようにお考えか。

(鈴木副理事長) 少なくとも私に限って言えば、毎月の勤務日数を減らした形で給料をここ2年引き下げている。しかしながら、実際は在宅日や土日を含め仕事を行っており、本来いただいてもよい報酬だと思いつつも全体のことを考え、報酬返上という形ではないが給料を下げている。基本的な考え方として、日本の場合、非営利法人の経営者の給料は非常に低い。小西評議員ご指摘のとおり、人材が集まらない。自分も80歳を迎える時期となり、理事を辞めたいが代わりの方を探しても私どもの給与水準を見るとノーサンキューという状況であり、日本全体が貧しいという言い方は一般的過ぎるかも知れないが、事業会社と比べて低い。何とか頑張って最低水準を維持しないと人材を集めることはできないと考えている。私自身はお金は要りません、寄附しますと言うことはできないが、報酬を実質引き下げている、ということである。

(小西評議員) そのようなことは聞いていない。理事会が決めて提供できなかった600万円

について、どのような対応をしようとしているのか。

(鈴木副理事長) 今年度は6月に夏期賞与を支払ったが、新型コロナウイルス感染により収益が下がる以前の水準・給与1.5ヶ月に戻している。また、今後ももし収益的に余裕ができるなら回復したいと考えているが、収益が回復しないことにはない袖は振れないので、収益の状況を見ながら対応することかと思っている。

(小西評議員) 削った600万円については、この2、3年かけて支払うものではないか。この6月に支給したのは当たり前である。従業員のご家族は大変心配されている。

(鈴木副理事長) 理事会で決めたのは予算であり、それを支払いますと言っているものではない。就業規則や給与規程をご覧いただければお分かりのとおり、賞与については「支払うことができる」ものであり、月々の給与であれば報酬表があるので支払わないのは問題だが、賞与はあくまでプラスアルファのものだと思っている。

(小西評議員) 法令上、規程上は抵触していないことはよく分かる。理事会の決議を重く受け止めるべきだと思う。予算は予算なりに執行を100%に近づけるべきだと思う。愛情をもって努力してほしい。

(鈴木副理事長) ご希望として受け止めたい。

(秋山評議員) 理事、評議員が1人10万円寄附する、という話があったが、そのような形で補填すべきお金ではない。企業経営でも期の半ばで予算を執行できない状況はあり、その責任は理事会が負うというのは当たり前の話である。ましてや関係者が一人10万ずつ寄附するとか、愛情とか何とかの問題ではない。そういうことであれば評議員を引き受けている意味合いも違う話である。

(高橋議長) 小西評議員の発言は、個人的な見解だと受け止めている。

(秋山評議員) 愛情とかそういった話をこのような議論の場に持ち込むのは筋が違い、違和感がある。経営の場ではこういったことはたくさんある話であり、それを全部織り込んだ責任を理事長以下が負っているということは大前提ではないか。

(高橋議長) これ以上の議論は差し控えたい。小西評議員、秋山評議員それぞれのご意見を承り、理事会は責任を持った運営をしていただくということにしたい。

審議の結果、第2号議案、続いて第3号議案を、ともに出席評議員全員一致で可決した。

第4号議案「理事の選任」の件

議長の求めに応じて、雨宮理事長から以下のとおり説明があった。

評議員会会長より理事長に作成依頼があった役員等候補者名簿案が、第68回理事会において承認を受け、また、2022年度役員等候補選出委員会にて候補者として選出され、本評議員会第4号～第5号議案として提出されたので、選任について審議を求めたい。

まず、理事の一部改選案についてであるが、現理事15名のうち、今回改選期に当たる理事は2名であり、いずれも再任候補者である。また、改選がない理事13名のうち2名から辞任の申し出があったので、理事会では後任候補者2名を役員等候補選出委員会に推薦した。次いで候補者2名の氏名、生年、略歴、当協会との関係等について一人一人説明があり、原案どおり選任された場合、理事総数は改選前と同じ15名となる(定数10～15名)、とのことであった。

審議の結果、次のとおり選任を出席評議員全員一致で可決した。

(再任)

時枝孝子(雨宮孝子)、長沼良行

(新任)

浦上聖子 (公財)浦上食品・食文化振興財団理事長

日野孝俊 (公財)住友財団常務理事・事務局長

任期はいずれも、選任された日から令和6年に開催する定時評議員会終結の時まで。

なお、本定時評議員会をもって辞任する理事2名は次のとおり。

浦上節子、蓑 康久

第5号議案「評議員の選任」の件

同じく議長の求めに応じ、雨宮理事長から、評議員の一部選任案について説明があった。説明によると、現評議員25名のうち、今回改選期に当たる評議員は2名であり、いずれも再任候補者である。また、改選がない評議員23名のうち1名から辞任の申し出があったので、理事会では後任候補者1名を役員等候補選出委員会に推薦した。次いで、再任候補者2名及び新任候補者1名の氏名、生年、略歴、当協会との関係等について一人一人説明があり、原案どおり選任された場合、評議員総数は改選前と同じ25名となる(定数20~30名)、とのことであった。

審議の結果、次のとおり選任を、出席評議員全員一致で可決した。

(再任)

紙野憲三、木戸 寛

(新任)

角田正樹 (公財)本田財団常務理事

任期は、選任された日から令和8年に開催する定時評議員会終結の時まで。

なお、本定時評議員会をもって辞任する評議員は次のとおり。

亀岡晃浩

○ 報告事項

以下の①~⑧につき、報告があった。

① 役員等候補選出委員会の審議結果(高橋議長)

第4号、第5号議案にて説明のとおり。

② 第68回理事会の審議結果(雨宮理事長)

今月9日に開催した理事会では、本評議員会に提出するための2021年度事業報告案、同計算書類等案、理事及び評議員候補者名簿案が原案どおり承認された他、公益通報者保護に関する規程等、4つの内部規程の改定が承認された。

③ 学校法人ガバナンス改革の動向(鈴木副理事長)

文部科学省では大学設置・学校法人審議会内の学校法人制度改革特別委員会の検討を経て、3月29日に報告書「学校法人制度改革の具体的方策について」をとりまとめ、4月4日から5月3日まで、「私立学校法改正法案骨子案」に関する意見募集(パブリックコメント)を実施した。当協会では学校法人制度改革は、公益法人他の非営利法人制度全体

に影響を及ぼす可能性があることから、法制・コンプライアンス委員会、民間法制税制調査会に案文を諮り、5月2日、文部科学省の同意見募集に対して以下の意見を提出した。

すなわち学校法人の機関設計のあり方について、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」という改革理念を継承しつつ、円滑な業務執行や幅広いステークホルダーの意見の反映、法令や社会的規範から逸脱した業務執行の防止・是正を目指すという基本スタンスには賛成であるが、法人の規模を考慮せず法的規制を一律適用し各種の問題が発生した公益法人制度改革の失敗例を活かして欲しい。さらに学校法人における理事会と評議員会の意思決定権限、評議員会のチェック機能、評議員の選任と評議員会の構成等の適切化等の各ポイントにおいて、さらに十分に検討されたほうが良い旨を申し述べた。これに対し5月20日に文科省の考え方が公表されたが、特に、実務的に対応が難しい、或いは理論的に問題である点について明確な答申が出ておらず、パブコメの回答としては何とも評価ができない。今後の立法の動向を注視したい。その意味ではパブリックコメントはやったが、実際のところはまだ議論含みかと思われる。当初、「私学法改正案」は今年度の通常国会へ提出を予定していたが見送られ、少なくとも半年か1年は延期になったと各紙で報道された。このような中、日本NPO学会の研究大会（6月11日・12日）の1セッションとして「財団法人等の評議員会の役割をめぐって」というテーマを設け、パネルディスカッションを行った。当協会顧問の岡本先生がモデレーターとなり、東京大学大学院教育学研究科の両角教授、同大学院法学政治学研究科の溜箭教授のほか、実務家として鈴木が登壇した。『公益法人』7月号に概要を掲載するので、ご関心があればお読みいただきたいとのことであった。

④ 新しい資本主義実現会議の動向（鈴木理事長）

「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、岸田内閣の肝いりで新しい資本主義実現本部が設置され、その具体化を進めるため新しい資本主義実現会議が開催されている。その第6回（4月28日）において、「民間による公的役割」が議題として取り上げられた。当日の資料が公表されているが、私どもに関係する意見は経団連の十倉委員から出された資料にある（資料8）。その内容は、財務三基準の見直しや変更認定申請の柔軟化・迅速化等を求めるものであり、まさに我々が「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」で採択した大会宣言に通じるものであり、「公益認定法の趣旨に立ち返り、公益の増進及び活力ある社会の実現に資する制度改革になることを望む」との発言は、私どもの要望をすべて言っていたと感じる。経団連からどのようなことを言ったらよいか事前に相談があり我々の入れ知恵があったことも事実だが、経団連の発言は非常に大きい。これに対し、同日岸田総理が「これまで、社会的課題の解決は官が担ってきたが、社会的課題の解決と経済成長の二兎を追う起業家が増えてきている実感がある。（中略）新たな官民連携の形として、資金調達面・公共調達面など全面的に支援するとともに、新たな法制度の必要性の有無について検討を開始する。また、財団や社団といった既存の法人形態の改革も検討したい」との発言があったが、今までで初めて官による公益法人制度について踏み込んだ表現となっており、非常に嬉しく思った。6月7日、新しい資本主義に関する閣議決定において「民間

で公的役割を担う新たな法人形態・既存の法人形態の改革の検討」、「寄附文化やベンチャー・フィランソロフィーの促進など社会的起業家への支援強化」が挙げられたほか、さらに「経済財政運営と改革の基本方針2022」にも盛り込まれたことから、具体的な動きがあるものと期待している。ただ、これを受けて内閣府がどのように考えているかと言えば、「運用でカバーできる」というような内容を仰られており、このままでは従来どおりとなってしまうような懸念がある。ぜひ皆様のご協力を得て法律改正や修正に結び付けたい。ちょうど今秋に設立50周年の記念シンポジウムを行うが、新公益法人制度施行10周年シンポジウムの時と同じように、世間に対するアピールを行い、少しずつでも現在の制度の問題点を改革していきたい。以上であった。

⑤ 創立50周年記念事業の動向（長沼理事）

一昨年12月から募金を開始した標題事業は、前年度末に一千万円の目標をクリアし6月28日現在、1,035万円のご寄附を頂戴している。記念シンポジウムは「多様化する社会と公益法人の可能性」（仮題）と題し、本年10月18日、日本教育会館で開催予定である。シンポジウムは3つのセッションから構成され、閉会後には(公財)日本フィルハーモニー交響楽団のご協力を得て小コンサートを開催予定である。ご登壇いただく方は来賓を除き内諾済であり7月には募集を開始したい。また、50周年史の別冊として、「写真でたどる公益法人協会」を制作し、シンポジウム当日に会場で配布予定である。50周年史本体は今年度末までに刊行予定である。

⑥ 2022年度入退会の状況（長沼理事）

本年4・5月の入退会数は、入会18件、退会4件の差し引き14件のプラスである。過去3か年と比べても好調な滑りだしと言える。セミナー事業を担当している事業推進室における会員勧誘の効果が上がってきているのかと思われる。因みに6月も、入会・退会ともに4件であり、差し引きは変わらない。今年度は、入会50件、純増30件を目標としている。

⑦ その他報告

本年3月に開催された臨時評議員会以降の事業実施状況等につき（上記⑥までに報告した項目を除く）、別添の配布資料を基に各担当理事から報告があった。

以上の報告に対して、次の意見があった。

（稲垣評議員）新しい資本主義実現会議について。公益法人制度改革以降、特に近年はただでさえがんじがらめの制度をさらに締め付けようという方向へ動いてきたと思う。突然大変前向きな話が出てきてそれ自体はありがたいことだが、内閣府はそう考えていないという説明だったが、恐らくこの話はなかったことにしたいと考えているのではないかと思う。それでは、公益法人の発展はとても望めない。このままでは公益法人は死滅してしまうのではないかと思っている。創立50周年のシンポジウムも一つの方法だと思うが、ここは全力を挙げていろいろな方向から訴えかけていかないといけないのではないか。またとない好機である。これを逃すと公益法人の未来はない。どうかよろしくお願いしたい。

（鈴木副理事長）仰るとおりであり、好機であるので頑張っていきたい。

(上保評議員) 新しい資本主義のお話の中で、ベネフィットコーポレーションのことが挙げられたが、これと既存の公益法人とは併存、共存しながら進んで行く、というイメージで捉えられているか。

(鈴木副理事長) このようなことを言うと身も蓋もないが、この手の話は安倍内閣の時もあった。新しいことをやろうとすると必ず出てくるのが新しい法人形態、信託の活用などである。ただ、今回違う点があるとすれば、従前、公益法人が収益事業等をやって公益活動に使うということを主眼に考えていたところ、今度はむしろ事業会社が公益事業をやってもいいということで、事業会社の方が公益活動に分野を広げるという発想であり、その意味では新しい考え方だと思う。新しい資本主義の説明資料に「民間による公的役割」があるが、イギリス、フランス、ドイツの動向を受け、日本も事業会社が公益活動をやってよいという方向にあるのかと思う。デジャヴ(既視感)でまたぞろ復活ということではなく、新たな動きと評価し、事業会社でも公益事業をやってもらえれば非常に良い話かと思う。

(谷井評議員) いろいろな組織体が出てくる可能性がある。われわれ既存の社団財団にとってはライバルかもしれない。と云っても社団財団をどうやって生き残らせるかというアプローチではなく、社会にとってどのような法人形態なら目標達成によいのか。NPOがいいのか社団がいいのか財団がいいのか認可法人がいいのか、いろいろな法人形態があり、その中の一つに公益事業的な会社が出てくる可能性があるということではないか。その時に、いきなり公益法人の足枷になるのが収支相償等だということを主張するアプローチではなく、日経新聞に「NGOや社団法人などは行政とつながりがある分、意思決定は遅くなりがちで技術革新も生まれにくい」、あるいは骨太の方針の資料に「非営利組織においては事業実施主体として限界があり、資金調達の柔軟性が低い」とあり、このような認識で社会があると困るので、その反論の一つとして、非営利法人だからと云って行政とつながるものでは無いことや収支相償等の足枷を、この文脈の中で、これまで通り公益法人協会から強く言って頂きたい。すなわち、新しいものも含めいろいろな法人形態に対し、互角に戦えるようにしていくことが重要だと思う。財団社団は歴史ある法人形態ではあるが、国内でも公益的企業が新たに制度化されるのであれば、その良いところやその制度設計に負けないような法人としていかないと社会から選ばれない。最終的には法人格同士の戦いになってくる場面もあると思う。今度のシンポジウムでも、そういった観点も含めて、現行制度の非合理性を正す観点からもやっていただきたい。このままでは不利な戦いになるのではないかという強い危機意識を抱いている。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時07分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

令和4年6月28日

議長 高橋 陽子

議事録署名人 中嶋 康博

議事録署名人 中野佳代子

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務課長 加藤 利文

総務部総務課主任 松野亜希子